

第 115 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 7 年 4 月 2 2 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 115 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 27 年 4 月 22 日 (水) 午後 3 時 00 分

2. 閉会年月日 平成 27 年 4 月 22 日 (水) 午後 3 時 28 分

3. 開催場所 南部町立中央公民館 町民室

4. 出席委員 (25 人)

会長 16 番 前 田 稔

会長職務代理 15 番 赤 石 敏 文

委員 1 番 磯 川 齋 2 番 藤 田 博 康

3 番 山 内 一 男 4 番 庭 田 藤 樹

5 番 野 田 清 八 6 番 川守田 雄 一

7 番 中 村 文 男 8 番 四 戸 正 子

9 番 堀 内 重 男 11 番 坂 本 俊 孝

12 番 工 藤 喜代治 13 番 梅 内 勝 治

14 番 石 橋 薫 17 番 西 塚 晴 義

18 番 高 森 直 樹 19 番 佐々木 照 雄

20 番 砂 庭 周 平 21 番 高 橋 仁

22 番 中 野 らん子 23 番 馬 場 隆

24 番 工 藤 茂 25 番 松 村 範 明

26 番 庭 田 豊 茂

5. 欠席委員 (1 人)

欠席者 10 番 工 藤 雄 一

6. 会議書記

事務局長 中 里 司

班長 佐 藤 慶

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 使用賃貸借合意解約書の受理について

日程第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 4 号 職員の任免について

事務局 長	<p>ただいまから、第 115 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、前田会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
前 田 会 長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>農業委員の皆様には、農作業に追われる日々を過ごしておいでとは思いますが、体調に気をつけて頑張ってください。</p> <p>それでは、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局 長	<p>本日、10 番工藤雄一 委員より、欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は 26 名中 25 名で、委員定足数に達しておりますので、第 115 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は前田会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 3 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>14 番 石橋 薫 委員</p> <p>15 番 赤石 敏文 職務代理を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 1 号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐 藤 班 長	<p>それでは、報告第 1 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したもので、報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、貸貸借の契約期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 32</p>

<p>議 長</p>	<p>年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成27年4月1日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの報告第1号について、発言はありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第1号「賃貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第1号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は5件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。</p> <p>うち、番号1番から3番については、「農地移動適正化あっせん」によるものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、あっせん委員並びに農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>梅内勝治 調査員</p>
<p>梅内調査員</p>	<p>13番 梅内から説明いたします。</p> <p>去る2月26日、赤石 調査員と中央公民館において、議案第1号の番号1番について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第1号の番号1番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号の番号1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第1号の番号2番及び3番について、説明を求めます。</p> <p>佐々木照雄 調査員</p>

<p>佐々木調査員</p> <p>議 長</p>	<p>19番 佐々木から説明いたします。</p> <p>去る3月24日、砂庭 調査員と中央公民館において、議案第1号の番号2番及び3番について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第1号の番号2番及び3番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号の番号2番及び3番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続いて、議案第1号の番号4番及び5番について、農地調査の結果の説明を求めます。</p> <p>石橋薫 調査員</p>
<p>石橋調査員</p> <p>議 長</p>	<p>14番 石橋から説明いたします。</p> <p>去る4月14日、高橋仁 調査員と中央公民館において、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」に係わる案件について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査及び現地確認調査を行いましたので、説明いたします。</p> <p>まず、農地法第3条第2項で規定する「許可できない基準」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は議案書に記載のとおりです。</p> <p>まず、番号4番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、親戚から申請地の贈与を受けて営農するもので、譲渡人は労働力不足のため贈与するものです。</p> <p>番号5番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は譲受人の要望により譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第1号の番号4番及び5番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>

	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号の番号4番及び5番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第2号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、賃借権の設定に関するものであります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図、位置図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p>
議長	<p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>石橋薫 調査員</p>
石橋調査員	<p>議案第2号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、借受人であるホームセンター小売業者が店舗を建設し、小売業を営むため、貸付人から申請地を賃借するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>番号1番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、医療健康センターから南東に500メートルの距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落に位置し、北側は老人ホーム、南側は歯科医院、東側は田となっております。</p> <p>事業内容として、株式会社ホームマックニコットが建築面積1,200.20㎡の店舗を建設し、園芸用品や作業用品、日用消耗品等を販売するものです。</p> <p>賃借期間は15年です。</p> <p>農地区分については、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>なお、この議案については、南部町長から「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」を求められ、去る平成26年9月の南部町農業委員会総会において、「変更相当」と認めら</p>

議 長	<p>れたものです。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p> <p>議案第2号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第7 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、6番 川守田雄一 委員、13番 梅内勝治 委員、26番 庭田豊茂 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐 藤 班 長	<p>議案第3号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、20件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p>
議 長	<p>ここで、梅内勝治 委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時20分 梅内委員退席)</p> <p>それでは、議案第3号の番号1番について、説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐 藤 班 長	<p>番号1番について、ご説明いたします。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は4年11か月、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号の番号1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、梅内勝治 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時21分 梅内委員着席)</p> <p>次に、川守田雄一 委員の退席をお願いします。</p>

<p>佐藤班長 議 長</p>	<p>(午後3時21分 川守田委員退席)</p> <p>それでは、議案第3号の番号2番について説明を求めます。</p> <p>佐藤班長 番号2番の利用目的は畑、期間は9年10か月、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 議案第3号の番号2番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号の番号2番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、川守田雄一 委員の入室を求めます。</p>
<p>佐藤班長 議 長</p>	<p>(午後3時22分 川守田委員着席)</p> <p>次に、議案第3号の番号3番から7番について、説明を求めます。</p> <p>佐藤班長 番号3番の利用目的は田、期間は2年11か月、使用貸借による権利設定です。 番号4番の利用目的は田、期間は2年9か月、10a当たりの賃借料は年額11,977円です。 番号5番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。 番号6番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額3,000円です。 番号7番の利用目的は田、期間は3年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 議案第3号の番号3番から7番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号の番号3番から7番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、庭田豊茂 委員の退席をお願いします。</p>
<p>佐藤班長 議 長</p>	<p>(午後3時23分 庭田委員退席)</p> <p>議案第3号の番号8番について、説明を求めます。</p> <p>佐藤班長 番号8番の利用目的は田、期間は4年11か月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 議案第3号の番号8番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号の番号8番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>ここで、庭田豊茂 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時24分 庭田委員着席)</p> <p>次に、議案第3号の番号9番から20番について、説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>番号9番の利用目的は田、期間は4年11か月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号10番の利用目的は田、期間は11か月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号11番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額13,000円です。</p> <p>番号12番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額13,000円です。</p> <p>番号13番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額20,000円です。</p> <p>番号14番の利用目的は田、期間は9年11か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号15番の利用目的は田、期間は9年11か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号16番の利用目的は田、期間は9年11か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号17番の利用目的は田、期間は9年11か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号18番の利用目的は田、期間は11か月、10a当たりの賃借料は年額7,194円です。</p> <p>番号19番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額4,979円です。</p> <p>番号20番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額4,958円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p> <p>佐藤班長</p> <p>議長</p>	<p>議案第3号の番号9番から20番について、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号の番号9番から20番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8 議案第4号「職員の任免について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第4号について、ご説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議案の説明)</p> <p>議長</p> <p>議案第4号について、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号「職員の任免について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第115回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時28分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 4 月 22 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員